

<注意事項>

- 1 申請書には次に掲げる書類（条例第3条第5項の規定の適用を受ける場合にあっては、（4）の書類を除く。）を添付してください。
 - （1） 定款（法第10条第1項第1号）
 - （2） 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第10条第1項第2号イ）
 - （3） 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（コピー）（法第10条第1項第2号ロ）
 - （4） 各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）
 - （5） 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）
 - （6） 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）
 - （7） 設立趣旨書（法第10条第1項第5号）
 - （8） 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（コピー）（法第10条第1項第6号）
 - （9） 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）
 - （10） 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（法第10条第1項第8号）